

付録3 医療における個人情報保護に関する法令条文及び規範など。

法律：

憲法 20条 「信教の自由」

- ① 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない

刑法 35条 「正当行為」

法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

刑法 37条 「緊急避難」

自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えていた場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

刑法 134条 「秘密漏示」

医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産婦、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

2 宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。

(参考：上記条文に対する条文)

刑法 135条 「親告罪」

この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

国家公務員法 100条 「秘密を守る義務」

職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、所轄庁の長（退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長）

の許可を要する。

3 前項の許可は、法律又は政令の定める条件及び手続に係る場合を除いては、これを拒むことができない。

4 前三項の規定は、人事院で扱われる調査又は審理の際人事院から求められる情報に関しては、これを適用しない。何人も、人事院の権限によって行われる調査又は審理に際して、秘密の又は公表を制限された情報を陳述し又は証言することを人事院から求められた場合には、何人からも許可を受ける必要がない。人事院が正式に要求した情報について、人事院に対して、陳述及び証言を行わなかつた者は、この法律の罰則の適用を受けなければならない。

地方公務員法 34 条 「秘密を守る義務」

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

労働安全衛生法 104 条 「健康診断に関する秘密の保持」

第 65 条の 2 第 1 項及び第 66 条第 1 項から第 4 項までに規定する健康診断の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。

じん肺法 35 条の 3 「じん肺健康診断に関する秘密の保持」

第 7 条から第 9 条の 2 まで及び第 16 条第 1 項のじん肺健康診断の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。

医療法 1 条の 4 「医師等の責務」

医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の医療の担い手は、第 1 条の 2 に規定する理念に基づき、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。

2 医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。

3 医療提供施設において診療に従事する医師及び歯科医師は、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連係に資するため、必要に応じ、医療を受ける者を他の医療提供施設に紹介し、その診療に必要な限度において医療を受ける者の診療又は調剤に関する情

報を他の医療提供施設において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供し、及びその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療技術の普及及び医療の効率的な提供に資するため、当該医療提供施設の建物又は設備を、当該医療提供施設に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の医療の担い手の診療、研究又は研修のために利用されるよう配慮しなければならない。

医療法 72 条 「秘密漏泄」

第5条第2項若しくは第25条第2項若しくは第4項の規定による診療録若しくは助産録の提出又は同条第1項若しくは第3項の規定による診療録若しくは助産録の検査に関する事務に従事した公務員又は公務員であつた者が、その職務の執行に関して知り得た医師、歯科医師若しくは助産婦の業務上の秘密又は個人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 職務上前項の秘密を知り得た他の公務員又は公務員であつた者が、正当な理由がなくその秘密を漏らしたときも、同項と同様とする。

保健師助産師看護師法 42 条の2 「守秘義務」

保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなった後においても、同様とする。

診療放射線技師法 29 条 「秘密を守る義務」

診療放射線技師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。診療放射線技師でなくなった後においても、同様とする。

救急救命士法 47 条 「秘密を守る義務」

救急救命士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。救急救命士でなくなった後においても、同様とする。

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律 19 条 「秘密を守る義務」

臨床検査技師又は衛生検査技師は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。臨床検査技師又は衛生検査技師でなくなった後においても、同様とする。

理学療法士及び作業療法士法 16 「秘密を守る義務」

理学療法士又は作業療法士は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。理学療法士又は作業療法士でなくなった後においても、

同様とする。

歯科技工士法 20 条の 2 「秘密を守る義務」

歯科技工士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

歯科技工士でなくなつた後においても、同様とする。

規範など：

ヒポクラテスの誓い

いかなる患者を訪れるときも、それはただ病者を利益するためであり、あらゆる勝手な戯れや堕落の行いを避ける。女と男、自由人と奴隸の違いを考慮しない。医に関するところに問わらず、他人の生活についての秘密を守る。

医師の倫理（昭和 26 年 日本医師会）

第 1 章 第 3 節 疾病に関する秘密義務を守ること。

患者の権利と責任「勤務医マニュアル」（1983 年 日本病院協会）

4-4 患者の受療に対する倫理的権利として次の各項がある（カッコ内は生命倫理の原理を示す）。

- 1 医療上最適のケアを受ける権利（恩恵授受の原理）
- 2 適切な治療を受ける権利（公正の原理）
- 3 人格を尊重される権利（人権尊重の原理）
- 4 個人情報を保障される権利（守秘義務の原理）
- 5 医療上の情報、説明を受ける権利（真実告知の原理）
- 6 医療行為（法による許可範囲外）を拒否する権利（自己決定の原理）
- 7 関係法規と病院の諸規則などを知る権利

このうち真実の告知については、例えば、がんであることを知らせる雰囲気を看護チームが中心となって醸成し、患者が安心立命の境地に入るようにしてから、主治医から説明を受けるようにする方法もある。

個人情報保護法案

医療における個人情報保護ガイドライン案

付録4 規程体系の1例

要求事項	目次例
個人情報保護方針	<ul style="list-style-type: none">・ 基本方針
個人情報保護基本規程	<ul style="list-style-type: none">・ 個人情報の特定・ 遵守すべき法令及びその他規範・ 事業者の各部門及び階層における個人情報を保護するための権限及び責任・ 個人情報の収集、利用、提供及び管理・ 個人情報の適正管理・ 個人情報の委託処理・ 情報主体からの個人情報に関する開示、訂正及び削除・ 個人情報保護に関する教育・ 苦情及び相談・ 個人情報保護に関する文書管理・ 個人情報保護に関する監査・ 内部規程の違反に関する罰則・ コンプライアンス・プログラムの継続的改善

個人情報保護詳細規程

- ・個人情報の特定とリスク分析
- ・文書の区分
- ・文書の保管
- ・文書の廃棄
- ・同意文書運用基準
- ・契約先の選定規準
- ・契約書の記載事項
- ・個人情報管理の監査体制
- ・個人情報保護の教育体制
- ・個人情報に関する苦情処理/相談体制
- ・教育計画書の作成
- ・定期的な教育の実施
- ・監査計画書の作成
- ・定期的な監査の実施
- ・診療データ正確性確保の対策
- ・入退室に関する安全対策
- ・機器設備に関する安全対策
- ・ネットワークに関する安全対策
- ・ソフトウェアに関する安全対策
- ・罰則規程

個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラム

(JIS Q 15001)

医療機関の認定指針 Ver. 1.02

編 築 財団法人日本情報処理開発協会
プライバシーマーク推進本部
〒105-0011
東京都芝公園3-5-8 機械振興会館内
TEL 03-3432-9387
FAX 03-3432-9419

— 禁無断転載 —